

# 一般社団法人 川崎市弘済会定款

平成 25 年 4 月 1 日

一般社団法人 川崎市弘済会

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 2 番地 31  
JA セレサみなみビル

TEL 044 (244) 9411

FAX 044 (244) 9413

# 一般社団法人 川崎市弘済会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人川崎市弘済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を川崎市川崎区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会に有用な人材の育成に関する修学支援事業を行うとともに、川崎市が行う事務事業に協力奉仕し、市政の充実進展に寄与すること、並びに第5条に定める会員等の福利厚生をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 川崎市在住の大学生及び専門学生の修学支援事業
- ② 川崎市内における美化活動の実施
- ③ 障害者の支援若しくは高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ④ 会員等の福利厚生を目的とする事業
- ⑤ 公共施設における物品販売の事業
- ⑥ その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業及び前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第3号に規定する事業を行う活動区域は、神奈川県内とする。

## 第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 川崎市の永年勤続退職者等で、この法人の目的に賛同し、入会した個人
  - (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は法人その他の団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を、理事長に提出しなければならない。

- 2 入会は、理事会が別に定める基準により、その承認の可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の目的を達成するため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、理事長は除名した旨の通知をしなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。

- (2) 総正会員の同意があったとき。
  - (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
  - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき。
  - (5) 2年以上会費を納入しないとき。
  - (6) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (種類)

第11条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

### (構成及び議決権の数)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会において、正会員は、各1個の議決権を有する。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会の日から2週間前までに、正会員に対して、総会の日時及び場所並びに目的その他法令に定める事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集しても、なお、過半数に達しないときはこの限りでない。

2 議決権の代理行使または書面による議決権を行使する正会員に対する前項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(決 議)

第18条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事または監事を選任するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長、議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役 員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員等を置く。

(1) 理事 15 人以上 22 人以内

(2) 監事 3 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長とし、2 人以内を副理事長、1 人を専務理事、2 人以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を総会で定める総額の範囲内で、別に定める基準により支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営に関し理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べるることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償

することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が理事会を招集する。

2 理事会の招集通知は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、前条第1項ただし書きの例による。

(決議)

第32条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3 第1項の規程にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)



第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 34 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 35 条 この法人の財産の維持管理、処分及び運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決を経て定める基本金規則及び会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入・支出することができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 38 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

- 第 39 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受ける場合にあっては、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

- 第 40 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

- 第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

- 第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 委員会

(委員会)

第 46 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会規則による。

## 第10章 事務局

(事務局)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(書類の備置き及び閲覧等)

第 48 条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (8) 財産目録
  - (9) 事業報告書
  - (10) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (11) 監査報告書
  - (12) 総会及び理事会の議事録
  - (13) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類の閲覧等については、法令に定める基準及び理事会の議決を経て別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

## 第 11 章 補 則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の役員は次に掲げる者とする。

理事	青木貴美子	秋葉孝雄	飯田嘉雄	石井敏治	市川悦也
	梅津昌正	岡部三郎	鍵和田康夫	加藤邦彦	河村良一
	糊澤孝夫	小室正吾	斉藤 隆	鈴木 哲	武田善伸
	田村 現	手島好子	福島和夫		
監事	佐藤 猛	池上英嗣			
- 4 この法人の最初の理事長は小室正吾とする。
- 5 この改正定款(第 36 条)は平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

# 一般社団法人 川崎市弘済会 役員名簿

令和6年7月1日現在

役名	役員氏名
理事長	松下孝則
副理事長	小林隆
専務理事	奥山慶三
常務理事	
理事	青木孝雄
〃	飯塚哲
〃	石井隆一
〃	井出長生
〃	小山内美幸
〃	門ノ沢俊明
〃	河村良一
〃	桑原賢治
〃	小泉勝郎
〃	杉崎浅夫
〃	秦野純一
〃	広瀬壽美子
〃	迎スミ子
監事	三好友和
〃	池上英嗣

**年齢別会員数**

(令和6年3月31日現在)

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
61	5	71	4	81	13	91	5
62	3	72	12	82	13	92	19
63	2	73	7	83	17	93	2
64	2	74	8	84	14	94	3
65	7	75	8	85	5	95	1
66	6	76	11	86	12	96	4
67	6	77	19	87	10	97	1
68	5	78	12	88	11	98	2
69	7	79	9	89	19	100	1
70	4	80	14	90	9	101	1
						104	1
計	47	計	104	計	123	計	40
						合計	<b>314</b>

# 令和 5 年度事業報告

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

新型コロナウイルスの感染症法上の取り扱いが 5 類に移行となり、定時総会や臨時総会をはじめ福利厚生事業についても予定通り開催し、会員相互の親睦・交流を図ることができました。

主たる事業である公益目的事業の就学支援事業や社会福祉事業等への寄付についても当初計画どおり実施することができました。

各事業の実施状況は、次のとおりです。

## I 事業の実施状況

### 1 公益目的事業

#### (1) 看護系学校で修学する学生への奨学金給付事業（公益事業 1）

- ・ 応募者 6 名(令和 5 年度)
- ・ 給付実績 平成 25 年度の事業開始から令和 5 年度までに合計 92 名を奨学生としている。令和 5 年度は 17 名を対象として給付した。  
市立看護短期大学生 (240,000×5 名=1,200,000 円)  
市立看護大学生 (240,000×12 名=2,880,000 円)

#### (2) 川崎市内の美化活動を行う事業（継続事業 1）

##### ① 多摩川美化活動

毎年恒例の当事業は、6 月の第 1 日曜日に多摩川の河口から市域の北限までの河川敷を各区一斉に清掃する事業であり、河川愛護意識の高揚を図る事業である。

令和 5 年度は 6 月 4 日（日）多摩・麻生区：二ヶ領宿河原堰河川敷を中央会場に、38 団体の参加のもと開催された。本会から 17 名が参加し中央会場から上流方面を担当し美化活動を行った。

##### ② 地域美化活動

平成 25 年度から実施している地域美化活動の第 11 回目として、旧東海道約 2 キロの区間を 20 名の参加のもと令和 6 年 3 月 19 日(火)に実施した。

#### (3) 障害者の支援若しくは高齢者の福祉の増進を目的とする事業

(継続事業 2)

##### ① 社会福祉事業等への寄付

- ・ 川崎市身体障害者協会へ身障者福祉資金として 10 万円
- ・ 川崎市あゆみの会(里親の会)へ運営資金として 10 万円
- ・ 川崎市社会福祉協議会へ高齢者福祉資金として 20 万円

- ・川崎市育成会手をむすぶ親の会(知的障害者親の会)へ  
運営資金として 10 万円
- ・川崎市精神保健福祉家族会連合会(あやめ会)へ運営資金として  
10 万円
- ・川崎市自閉症協会(くさぶえの会)へ運営資金として  
10 万円
- ・川崎いのちの電話へ運営資金として 10 万円  
(以上 80 万円を寄付)

② その他の寄付(国内外の助け合い事業、市事業への賛助等)

- ・かわさき市民祭り賛助に 1 万円
- ・市制記念花火大会賛助に 1 万円
- ・みなと祭り賛助に 1 万円
- ・日本ユニセフ子ども支援に 1 万円
- ・歳末助け合い募金に 1 万円
- ・青丘社年末募金に 1 万円
- ・川崎宿起立 400 年プロジェクト賛助に 3 万円
- ・創立 60 周年記念「市役所新庁舎完成記念寄贈品」として 1 階情報  
発信コーナーに川崎市のロゴをイメージしたベンチを寄贈  
100 万円相当
- ・能登半島地震支援金として 20 万円  
(以上 129 万円相当)

## 2 福利厚生事業

### (1) 会報の発行

会員相互の交流・親睦と情報提供に資するため、会の行事・事業の案内と報告、共済年金制度の改正状況、市政の動き等の報告、さらに会員からの投稿を掲載した会報を年 2 回発行し、会員及び関係方面に配布した。

### (2) 会員親睦会の実施

会員相互の親睦、交流を図るため、総会の後に懇親会を実施し親睦交歓を深めた。懇親会出席者 定時総会 50 名、臨時総会 32 名

### (3) 講演会の開催

定時総会終了後、引き続き同会場において、青山学院大学経済学部教授落合 功氏から「二ヶ領用水と水争い」と題して有益な講演をいただいた。

### (4) 親睦交流大会・趣味の会の開催

#### ① 第 11 回囲碁大会

令和 5 年 9 月 20 日(水) 永代塾囲碁サロン(中原区) 10 名参加

#### ② 第 6 回釣り同好会「アジ釣り会」

令和 5 年 9 月 22 日(金) 金沢八景沖 10 名参加

#### ③ 第 10 回観劇の会

令和 5 年 9 月 28 日(木) 劇団民藝「ローズのジレンマ」 7 名参加



- ④ 第15回親善ゴルフ大会  
令和5年10月12日(木) 仙石ゴルフコース 6名参加
- ⑤ ハイキング  
令和5年11月21日(火) 小江戸川越散策 17名参加  
令和6年3月27日(水) 柴又帝釈天から野菊の墓文化碑へ  
12名参加
- ⑥ カラオケサークル 定例会7回開催 カラオケ館川崎店
- ⑦ 市役所新本庁舎見学会  
令和5年11月14日(火) 47名参加
- ⑧ 川崎大師大護摩供参拝と坊入膳 令和6年3月6日(水)  
15名参加

### 3 その他の事業

公共施設において物品販売を行う事業

自動販売機については、川崎臨港倉庫埠頭株式会社の事務所・倉庫に3台が稼働している。

## II 処務の状況

### 1 会務

#### (1) 定時総会の開催

第64回定時総会は、令和5年6月16日(金)午後2時ホテル精養軒にて開催。会議に先立ち、長寿会員に記念品を贈呈した。62名出席

#### 議案

議案第1号 令和4年度事業報告

議案第2号 令和4年度決算

議案第3号 令和4年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

議案第4号 令和5年度事業計画案

議案第5号 令和5年度予算案

以上の案件について、全員異議なく可決承認された。

総会終了後、青山学院大学経済学部教授落合 功氏の講演及び懇親会を実施した。

#### (2) 臨時総会

令和5年10月12日(木)「ホテルおかだ」にて開催。32名出席

#### 議案

・会務報告 公益目的事業(修学支援事業、市内美化活動、障害者の支援、高齢者の福祉の増進事業等)

福利厚生事業(会報発行、親睦交流、趣味の会の開催)

自動販売機事業の報告等

・令和6年度定時総会の日程等

以上の案件について、全員異議なく可決承認された。

総会終了後、懇親会を実施した。

(3) 役員会等の開催

本会の事業の円滑な運営を図り、重要な案件を審議するため、役員会を開催した。

① 理事会 5回

第1回 令和5年5月31日(水)

令和4年度事業報告

令和4年度決算

令和4年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

令和5年度事業計画案

令和5年度予算案

新会員の入会

理事 16名、監事 2名出席

第2回 令和5年6月16日(金)

定時総会の運営

令和5・6年度奨学生選考委員会委員候補者

理事 14名、監事 2名出席

第3回 令和5年10月12日(木)

令和5年度臨時総会・懇親会

令和5年度会務報告(上半期事業報告)

令和5年度定時総会収支報告

新会員の入会

理事 14名、監事 1名出席

第4回 令和6年1月17日(水)

令和5年度収支中間報告

令和5年度臨時総会懇親会収支報告

第11回地域美化活動

令和6年度奨学生募集

新会員の入会

ハイキング(柴又帝釈天等)の実施

能登半島地震義援金

理事 13名、監事 2名出席

第5回 令和6年3月19日(火)

令和5年度事業報告

令和6年度事業計画案

令和6年度予算案

令和6年度臨時総会案

役員任期満了に伴う功労金

役員選考委員会の設置

理事 14名、監事 1名出席

② 監事会 2回

第1回 令和5年5月17日(水)

令和4年度事業報告

令和4年度決算

令和4年度公益目的支出計画実施報告書

監査報告

令和5年度事業計画案

令和5年度予算案

多摩川美化活動

新会員の入会

監事2名出席

第2回 令和6年3月13日(水)

令和5年度事業報告

令和6年度事業計画案

令和6年度予算案

令和6年度臨時総会案

役員任期満了に伴う功労金

役員選考委員会の設置

監事2名出席

③ 課題検討委員会

福利厚生委員会 令和5年6月28日(水)

令和5年度親睦交流大会・趣味の会等の実施計画

福利厚生委員会 令和5年9月27日(水)

親睦交流大会・趣味の会の実施及び参加状況

公共福祉委員会 令和5年10月25日(水)

寄付等の対象先、金額等

第11回地域美化活動

総務財務委員会 令和6年2月21日(水)

公益目的支出計画の実施状況

今後の収支見込

④ 奨学生選考委員会

令和5年7月19日(水)

令和4年度奨学生の修業状況報告

令和5年度奨学生の選考

⑤ 会報編集委員会

令和5年6月7日(水)

会報第42号の構成について

令和5年7月12日(水)

会報第42号編集会議

令和5年7月26日(水)  
会報第42号編集会議  
川崎名所めぐり(第10回)  
令和5年10月17日(火)  
JERA川崎火力発電所見学・取材  
令和5年11月8日(水)  
会報43号の構成について  
令和5年12月6日(水)  
会報第43号編集会議  
令和5年12月20日(水)  
会報第43号編集会議

#### (4) 会員の慶弔

##### ① 長寿会員に対する祝賀

喜寿、米寿を迎えられた会員に、祝い金を贈り、ご長寿を祝福した。

米寿 19名、喜寿 12名

##### ② 物故会員に対する弔慰

物故された会員に、香典を送り弔意を表した。 17名

## 2 役員 の 状 況

第63回総会において、理事16名、監事2名が選任された。  
(別添役員名簿のとおり)

## 3 会 員 の 状 況

令和4年度末	会 員	342名(令和5年3月31日)
令和5年度	新入会員	8名
	物故会員	24名
	退会会員	12名
令和6年3月31日	会 員	314名

## 貸借対照表

令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,434,170	18,627,212	△ 6,193,042
未収入金	33,104	34,767	△ 1,663
流動資産合計	12,467,274	18,661,979	△ 6,194,705
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本金積立金	140,000,000	160,000,000	△ 20,000,000
基本財産合計	140,000,000	160,000,000	△ 20,000,000
(2) 特定資産			
財政調整資金積立資産	10,000,000	10,000,000	0
退職給付引当資産	3,204,417	3,004,392	200,025
特定資産合計	13,204,417	13,004,392	200,025
(3) その他固定資産			
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,800	72,800	0
固定資産合計	153,277,217	173,077,192	△ 19,799,975
資産合計	165,744,491	191,739,171	△ 25,994,680
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払法人税等	70,000	70,000	0
退職引当金	3,203,836	3,003,836	200,000
流動負債合計	3,273,836	3,073,836	200,000
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,273,836	3,073,836	200,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	162,470,655	188,665,335	△ 26,194,680
正味財産合計	162,470,655	188,665,335	△ 26,194,680
負債及び正味財産合計	165,744,491	191,739,171	△ 25,994,680

貸借対照表内訳表  
令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	実施事業会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
<b>I 資産の部</b>					
1. 流動資産					
現金預金	0	0	12,434,170	0	12,434,170
未収入金	0	33,104	0	0	33,104
他会計振替額	0	0	62,699,047	△ 62,699,047	0
流動資産合計	0	33,104	75,133,217	△ 62,699,047	12,467,274
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本金積立金	0	0	140,000,000	0	140,000,000
基本財産合計	0	0	140,000,000	0	140,000,000
(2) 特定資産					
財政調整資金積立資産	0	0	10,000,000	0	10,000,000
退職給付引当資産	0	0	3,204,417	0	3,204,417
特定資産合計	0	0	13,204,417	0	13,204,417
(3) その他固定資産					
電話加入権	0	72,800	0	0	72,800
その他固定資産合計	0	72,800	0	0	72,800
固定資産合計	0	72,800	153,204,417	0	153,277,217
資産合計	0	105,904	228,337,634	△ 62,699,047	165,744,491
<b>II 負債の部</b>					
1. 流動負債					
未払法人税等	0	70,000	0	0	70,000
法人会計振替額	46,214,759	16,484,288	0	△ 62,699,047	0
退職引当金	1,698,032	1,281,534	224,270	0	3,203,836
流動負債合計	47,912,791	17,835,822	224,270	△ 62,699,047	3,273,836
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	47,912,791	17,835,822	224,270	△ 62,699,047	3,273,836
<b>III 正味財産の部</b>					
1. 指定正味財産					
△ 105,996,579		△ 32,642,212	301,109,446	0	162,470,655
2. 一般正味財産					
△ 105,996,579		△ 32,642,212	301,109,446	0	162,470,655
負債及び正味財産合計	△ 58,083,788	△ 14,806,390	301,333,716	△ 62,699,047	165,744,491

## 正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,174	3,739	△ 565
特定資産運用益			
特定資産受取利息	225	224	1
受取入会金			
入会金	8,000	4,000	4,000
受取会費			
会員会費	942,000	984,000	△ 42,000
事業収益			
自販機手数料収入	217,187	247,234	△ 30,047
雑収益			
受取利息	40	38	2
雑収入	620,103	460,244	159,859
雑収益計	620,143	460,282	159,861
経常収益計	1,790,729	1,699,479	91,250
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	9,268,012	9,585,800	△ 317,788
法定福利費	940,964	987,457	△ 46,493
福利厚生費	949,660	1,337,935	△ 388,275
旅費交通費	1,070,524	1,085,983	△ 15,459
通信運搬費	240,110	441,204	△ 201,094
消耗備品費	478,904	1,943,265	△ 1,464,361
印刷製本費	602,000	708,570	△ 106,570
光熱水費	332,064	417,618	△ 85,554
賃借料	2,595,123	2,534,469	60,654
保険料	2,050	2,050	0
諸謝金	36,000	52,000	△ 16,000
寄付金	2,089,900	950,000	1,139,900
会議費	430,038	437,141	△ 7,103
管理諸費	239,250	269,400	△ 30,150
奨学金給付	4,080,000	3,360,000	720,000
退職引当金	186,000	186,000	0
雑費	69,623	103,353	△ 33,730
事業費計	23,610,222	24,402,245	△ 792,023

正味財産増減計算書

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費			
給料手当	1,263,821	1,307,154	△ 43,333
福利厚生費	705	3,256	△ 2,551
法定福利費	128,313	134,653	△ 6,340
会議費	1,094,091	1,262,933	△ 168,842
旅費交通費	263,166	287,007	△ 23,841
通信運搬費	215,506	224,754	△ 9,248
消耗備品費	84,512	92,517	△ 8,005
印刷製本費	79,200	78,210	990
光熱水費	7,391	10,816	△ 3,425
賃借料	241,077	235,443	5,634
保険料	4,300	3,860	440
諸謝金	50,000	0	50,000
管理諸費	717,750	808,200	△ 90,450
退職引当金	14,000	14,000	0
雑費	141,355	209,837	△ 68,482
管理費計	4,305,187	4,672,640	△ 367,453
経常費用計	27,915,409	29,074,885	△ 1,159,476
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 26,124,680	△ 27,375,406	1,250,726
当期経常増減額	△ 26,124,680	△ 27,375,406	1,250,726
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 26,124,680	△ 27,375,406	1,250,726
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 26,194,680	△ 27,445,406	1,250,726
一般正味財産期首残高	188,665,335	216,110,741	△ 27,445,406
一般正味財産期末残高	162,470,655	188,665,335	△ 26,194,680
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	162,470,655	188,665,335	△ 26,194,680



正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益									
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	3,174	3,174
特定資産運用益									
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	225	225
受取入会金									
入会金	0	0	0	0	0	0	0	8,000	8,000
受取会費									
会員会費	0	0	0	0	0	0	0	942,000	942,000
事業収益									
自販機手数料収入	0	0	0	0	217,187	0	217,187	0	217,187
雑収益									
受取利息	0	0	0	0	40	0	40	0	40
雑収入	0	0	0	0	123,008	0	123,008	497,095	620,103
雑収益計	0	0	0	0	123,048	0	123,048	497,095	620,143
経常収益計	0	0	0	0	340,235	0	340,235	1,450,494	1,790,729
(2) 経常費用									
事業費									
給料手当	5,455,489	674,037	674,037	6,803,563	63,191	2,401,258	2,464,449	0	9,268,012
法定福利費	577,409	53,464	53,464	684,337	10,693	245,934	256,627	0	940,964
福利厚生費	10,581	705	705	11,991	2,822	934,847	937,669	0	949,660
旅費交通費	451,117	185,963	89,494	726,574	14,620	329,330	343,950	0	1,070,524
通信運搬費	82,490	3,622	4,282	90,394	49,420	100,296	149,716	0	240,110
消耗備品費	287,343	67,610	16,902	371,855	39,439	67,610	107,049	0	478,904
印刷製本費	0	0	52,000	52,000	0	550,000	550,000	0	602,000
光熱水費	102,418	34,844	34,844	172,106	130,394	29,564	159,958	0	332,064
賃借料	1,772,625	198,534	198,534	2,169,693	42,543	382,887	425,430	0	2,595,123
保険料	0	0	0	0	0	2,050	2,050	0	2,050
諸謝金	0	0	0	0	0	36,000	36,000	0	36,000
寄付金	0	0	800,000	800,000	0	1,289,900	1,289,900	0	2,089,900
会議費	178,657	70,446	35,523	284,626	35,523	109,889	145,412	0	430,038
管理諸費	167,475	14,355	14,355	196,185	0	43,065	43,065	0	239,250
奨学金給付	4,080,000	0	0	4,080,000	0	0	0	0	4,080,000
退職引当金	90,000	8,000	8,000	106,000	56,000	24,000	80,000	0	186,000
雑費	27,427	21,098	2,110	50,635	14,768	4,220	18,988	0	69,623
事業費計	13,283,031	1,332,678	1,984,250	16,599,959	459,413	6,550,850	7,010,263	0	23,610,222

正味財産増減計算書内訳表

令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
管理費									
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	1,263,821	1,263,821
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	705	705
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	128,313	128,313
会議費	0	0	0	0	0	0	0	1,094,091	1,094,091
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	263,166	263,166
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	215,506	215,506
消耗備品費	0	0	0	0	0	0	0	84,512	84,512
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	79,200	79,200
光熱水費	0	0	0	0	0	0	0	7,391	7,391
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	241,077	241,077
保険料	0	0	0	0	0	0	0	4,300	4,300
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
管理諸費	0	0	0	0	0	0	0	717,750	717,750
退職引当金	0	0	0	0	0	0	0	14,000	14,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	141,355	141,355
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	4,305,187	4,305,187
経常費用計	13,283,031	1,332,678	1,984,250	16,599,959	459,413	6,550,850	7,010,263	4,305,187	27,915,409
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 13,283,031	△ 1,332,678	△ 1,984,250	△ 16,599,959	△ 119,178	△ 6,550,850	△ 6,670,028	△ 2,854,693	△ 26,124,680
当期経常増減額	△ 13,283,031	△ 1,332,678	△ 1,984,250	△ 16,599,959	△ 119,178	△ 6,550,850	△ 6,670,028	△ 2,854,693	△ 26,124,680
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 13,283,031	△ 1,332,678	△ 1,984,250	△ 16,599,959	△ 119,178	△ 6,550,850	△ 6,670,028	△ 2,854,693	△ 26,124,680
税引前当期一般正味財産増減額	△ 13,283,031	△ 1,332,678	△ 1,984,250	△ 16,599,959	△ 119,178	△ 6,550,850	△ 6,670,028	△ 2,854,693	△ 26,124,680
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	70,000	0	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	△ 13,283,031	△ 1,332,678	△ 1,984,250	△ 16,599,959	△ 189,178	△ 6,550,850	△ 6,740,028	△ 2,854,693	△ 26,194,680
一般正味財産期首残高	△ 138,841,103	△ 13,690,157	△ 19,225,657	△ 171,756,917	△ 2,258,326	△ 56,488,813	△ 58,747,139	419,169,391	188,665,335
一般正味財産期末残高	△ 152,124,134	△ 15,022,835	△ 21,209,907	△ 188,356,876	△ 2,447,504	△ 63,039,663	△ 65,487,167	416,314,698	162,470,655
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 152,124,134	△ 15,022,835	△ 21,209,907	△ 188,356,876	△ 2,447,504	△ 63,039,663	△ 65,487,167	416,314,698	162,470,655

## 附 属 明 細 書

### 1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本金積立金	160,000,000	0	20,000,000	140,000,000
	基本財産計	160,000,000	0	20,000,000	140,000,000
特定資産	財政調整資金積立資産	10,000,000	0	0	10,000,000
	退職給付引当資産	3,004,392	200,025	0	3,204,417
	特定資産計	13,004,392	200,025	0	13,204,417
その他固定資産	電話加入権	72,800	0	0	72,800
	その他固定資産計	72,800	0	0	72,800

### 2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職引当金	3,003,836	200,000	0	0	3,203,836

## 財 産 目 録

令和 6年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	普通預金	川崎信用金庫 一般会計	運転資金	7,419,581	
		JA七ヶ川崎 大師 一般会計	運転資金	832,311	
		JA七ヶ川崎 大師 埠頭売店	運転資金	4,182,278	
	未収入金		自動販売機手数料の未収分	33,104	
流動資産合計				12,467,274	
(固定資産)	基本財産	基本金積立金	定期預金 川崎信用金庫	全会計の共有財産であり運用益を財源として使用	40,000,000
			定期預金 JA七ヶ川崎	全会計の共有財産であり運用益を財源として使用	100,000,000
	特定資産	財政調整資金積立資産	定期預金 JA七ヶ川崎	実施事業に備えた資金	10,000,000
		退職給付引当資産		退職金積立	3,204,417
	その他固定資産	電話加入権			72,800
固定資産合計				153,277,217	
資産合計				165,744,491	
(流動負債)	未払法人税等			70,000	
	退職引当金			3,203,836	
流動負債合計				3,273,836	
固定負債合計				0	
負債合計				3,273,836	
正味財産				162,470,655	

# 令和6年度事業計画

## 総 説

令和6年度は市制100周年という節目の年であり、記念事業に協力するとともに引き続き、公益目的支出計画に定める修学支援、美化活動、社会福祉の事業を着実に実施してまいります。さらに会員の福利厚生事業の積極的な事業運営を展開してまいりたいと考えております。

今年度についても、限られた資金の効果的な活用を図り、新たな課題に対応しつつ事務事業の選択に意を用いて、次のとおり事業計画を策定した。

## 事 業 内 容

### I 公益事業

公益目的事業の推進

#### 1 修学支援事業

川崎市立看護大学に在学する学生で、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を給付し、市内における医療従事者の育成に協力する。

#### 2 社会福祉事業等への助成

社会福祉事業等を行う団体に対し寄付、助成を行う。

#### 3 ボランティア活動への参加

#### 4 川崎市の事務事業に協力する。

### II 会務

#### 1 定時総会・役員会等の開催

(1) 定時総会を開催し、会の運営方針を定めるとともに、秋には臨時総会を開催する。

定時総会 開催日 6月21日(金)  
場 所 ホテル精養軒

臨時総会 開催日 10月10日(木)～11日(金)  
場 所 箱根湯本温泉「ホテル おかだ」

(2) 事業の円滑な運営を図るため、随時理事会、監事会、業務執行理事による三役会を開催し、重要な案件を審議する。

(3) 課題検討委員会を継続し、審議する。

また、必要に応じて顧問会議を開催し、会の運営についての意見や助言を求める。

## 2 会報の発行

会員相互の交流、親睦と情報提供に資するため、会報「ゆうゆうひろば」を年2回発行して、会員の消息、市政の動向、会の事業運営の状況、行事予定等をお知らせするとともに、広く会員からの投稿を募集して編集掲載する。

## 3 会員の慶弔

### (1) 長寿者に対する祝賀

喜寿、米寿を迎えられた会員をお招きして、祝意を表す。

### (2) 物故会員に対する弔慰

物故された会員に対しては、香典をおくり、謹んで弔意を表す。

## III 行事及び事業

### 1 会員懇親会の実施

会員相互の親睦・交流を図るため、総会時に懇親会を実施する。

### 2 講演会の開催

会員等の知識及び教養の向上に資するため適宜、時宜に即した講演会を開催する。

### 3 収益事業

自動販売機を引き続き川崎臨港倉庫埠頭株式会社に3台設置し収益事業を継続する。

### 4 各種文化、スポーツの会の開催及び助成

会員のハイキング、ゴルフ、囲碁、観劇会、釣り、カラオケ等自主的な運営による趣味の会の活動を奨励して必要な便宜を供与する。

また、新たな分野でも同好の士を募り、趣味の会を結成するなど会員の交流の輪を広げていきたい。

## IV 広報事業の実施

1 市職員退職セミナーにおける本会への入会資料配布及び既退職者への入会要請を一層強化する。

2 川崎市職員の「職員厚生会ガイド」へ広告掲載し川崎市弘済会のPRと会員募集の拡充を図る。

令和6年度正味財産増減予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,393	2,553	△ 160
基本財産受取利息	2,393	2,553	△ 160
基本財産受取配当金	0	0	0
特定資産運用益	160	160	0
特定資産受取利息	160	160	0
特定資産受取配当金	0	0	0
受取入金	10,000	10,000	0
入会金	10,000	10,000	0
受取会費	960,000	1,050,000	△ 90,000
会員会費	960,000	1,050,000	△ 90,000
事業収益計	378,000	439,000	△ 61,000
収益事業収入	234,000	259,000	△ 25,000
その他事業収入	144,000	180,000	△ 36,000
雑収益	810,000	810,000	0
雑収入	810,000	810,000	0
経常収益計	2,160,553	2,311,713	△ 151,160
(2) 経常費用			
事業費計	25,595,970	25,148,295	447,676
事業原価			0
商品仕入高			0
人件費	12,020,090	11,546,470	473,620
給料手当	9,469,680	9,469,680	0
法定福利費	1,071,840	1,071,840	0
福利厚生費	1,478,570	1,004,950	473,620
その他事業費	13,575,880	13,601,825	△ 25,944
旅費交通費	1,261,748	1,217,708	44,040
通信運搬費	218,829	218,829	0
減価償却費	30,000	30,000	0
消耗備品費	807,971	807,971	0
印刷製本費	575,885	502,450	73,435
光熱水費	380,902	440,014	△ 59,112
賃借料	2,615,745	2,600,224	15,521
保険料	3,000	3,000	0
諸謝金	170,000	170,000	0
寄付金	1,360,000	1,960,000	△ 600,000
リース料	0	0	0
会議費	598,530	598,530	0
管理諸費	270,600	250,428	20,172
奨学金給付	5,040,000	4,560,000	480,000
退職引当金	186,000	186,000	0
雑費	56,671	56,671	0
管理費計	5,978,030	5,875,705	102,324
給料手当	1,291,320	1,291,320	0
福利厚生費	7,430	5,050	2,380
法定福利費	146,160	146,160	0
会議費	2,211,470	2,211,470	0
旅費交通費	457,252	441,292	15,960
通信運搬費	324,171	324,171	0
減価償却費	0	0	0
消耗備品費	137,029	137,029	0
印刷製本費	169,115	147,550	21,565
リース料	0	0	0
光熱水費	9,098	9,986	△ 888
賃借料	249,255	247,776	1,479
保険料	5,000	5,000	0
管理諸費	829,400	767,572	61,828
退職引当金	14,000	14,000	0
雑費	127,329	127,329	0
経常費用計	31,574,000	31,024,000	550,000
当期経常増減額	△ 29,413,447	△ 28,712,287	△ 701,160

## 令和6年度正味財産増減予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 29,413,447	△ 28,712,287	△ 701,160
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 29,483,447	△ 28,782,287	△ 701,160



正味財産増減予算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	2,393	2,393
基本財産受取利息				0			0	2,393	2,393
基本財産受取配当金				0			0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	160	160
特定資産受取利息				0			0	160	160
特定資産受取配当金				0			0	0	0
受取入会金	0	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000
入会金				0			0	10,000	10,000
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	960,000	960,000
会員会費				0			0	960,000	960,000
事業収益	0	0	0	0	234,000	144,000	378,000	0	378,000
収益事業収入				0	234,000		234,000		234,000
其他事業収入				0		144,000	144,000		144,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	810,000	810,000
雑収入	0	0	0	0				810,000	810,000
経常収益計	0	0	0	0	234,000	144,000	378,000	1,782,553	2,160,553
(2) 経常費用									
事業費計	14,030,525	1,996,608	2,929,837	18,956,971	503,877	6,135,123	6,639,000	0	25,595,970
人件費	5,672,770	1,088,510	1,089,994	7,851,274	82,185	4,086,631	4,168,816		12,020,090
給料手当	5,003,865	968,490	968,490	6,940,845	53,805	2,475,030	2,528,835		9,469,680
法定福利費	566,370	109,620	109,620	785,610	6,090	280,140	286,230		1,071,840
福利厚生費	102,535	10,400	11,884	124,819	22,290	1,331,461	1,353,751		1,478,570
其他事業費	8,357,754	908,099	1,839,843	11,105,696	421,692	2,048,492	2,470,184		13,575,880
旅費交通費	460,696	324,893	206,271	991,859	18,907	250,981	269,888		1,261,748
通信運搬費	78,735	7,059	7,059	92,853	52,671	73,305	125,976		218,829
減価償却費	15,938	5,078	2,930	23,945	0	6,055	6,055		30,000
消耗備品費	448,879	143,640	37,800	630,319	60,471	117,180	177,651		807,971
印刷製本費	0	0	0	0	0	575,885	575,885		575,885
光熱水費	118,822	40,834	40,834	200,490	144,986	35,426	180,412		380,902
貸借料	1,704,675	249,255	249,255	2,203,185	14,325	398,235	412,560		2,615,745
保険料	0	0	0	0	0	3,000	3,000		3,000
諸謝金	0	0	0	0	0	170,000	170,000		170,000
寄付金	0	0	1,165,714	1,165,714	0	194,286	194,286		1,360,000
リース料	0	0	0	0	0	0	0		0
会議費	193,890	95,540	95,540	384,970	61,820	151,740	213,560		598,530
管理諸費	191,400	15,400	15,400	222,200	0	48,400	48,400		270,600
奨学金給付	5,040,000	0	0	5,040,000	0	0	0		5,040,000
退職引当金	90,000	8,000	8,000	106,000	56,000	24,000	80,000		186,000
雑費	14,720	18,400	11,040	44,160	12,511	0	12,511		56,671

正味財産増減予算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(単位：円)

科 目	実施事業会計				その他会計			法人会計	合計
	修学支援事業	美化活動事業	社会福祉事業	小計	売店運営	その他	小計		
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	5,978,030	5,978,030
給料手当								1,291,320	1,291,320
福利厚生費								7,430	7,430
法定福利費								146,160	146,160
会議費								2,211,470	2,211,470
旅費交通費								457,252	457,252
通信運搬費								324,171	324,171
減価償却費								0	0
消耗備品費								137,029	137,029
印刷製本費								169,115	169,115
リース料								0	0
光熱水費								9,098	9,098
貸借料								249,255	249,255
保険料								5,000	5,000
管理諸費								829,400	829,400
退職引当金								14,000	14,000
雑費								127,329	127,329
経常費用計	14,030,525	1,996,608	2,929,837	18,956,971	503,877	6,135,123	6,639,000	5,978,030	31,574,000
当期経常増減額	△ 14,030,525	△ 1,996,608	△ 2,929,837	△ 18,956,971	△ 269,877	△ 5,991,123	△ 6,261,000	△ 4,195,477	△ 29,413,447
				0			0		0
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 14,030,525	△ 1,996,608	△ 2,929,837	△ 18,956,971	△ 269,877	△ 5,991,123	△ 6,261,000	△ 4,195,477	△ 29,413,447
法人税、住民税及び事業税				0	70,000		70,000		70,000
当期一般正味財産増減額	△ 14,030,525	△ 1,996,608	△ 2,929,837	△ 18,956,971	△ 339,877	△ 5,991,123	△ 6,331,000	△ 4,195,477	△ 29,483,447